# 1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成24年12月21日(金)から平成25年1月10日(木)まで
- (2) **周知方法** 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図 書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係 団体、店舗などへ概要チラシを郵送した。

# (3) 応募件数

| 郵便    | ファクシミリ | 電子メール  | 計      |
|-------|--------|--------|--------|
| 4 (3) | 5 (3)  | 10 (3) | 19 (9) |

※意見件数。応募者数は括弧書き。

### 2 主な意見の内容とそれに対する考え方

### (1) 賛成意見

| 意見の概要                   | 県の考え方                 |
|-------------------------|-----------------------|
| ①体に悪影響を及ぼす薬物使用をあたかも認めて  | 改正案を2月定例県議会に付議する予定です。 |
| いるかのような映像、書物に関する規制が今までな |                       |
| かった事が間違いで、直ちに施行して欲しい。   |                       |
| ②青少年が薬物に手を染めれば、結果として本人、 |                       |
| 家族は地獄の苦しみを味わうことになりますが、国 |                       |
| 家として重大な損失になります。改正(案)は当然 |                       |
| のことでしょう。                |                       |
| ③有害図書指定とその違反者に罰金が科せられる  |                       |
| ことで抑止効果が期待できる。          |                       |
| ④薬物が安易に入手できる時勢にあり、その薬物の |                       |
| 乱用がとても危惧される。有害図書指定と罰金等の |                       |
| 改正に賛成する。厳しく取り締まって欲しい。   |                       |
| ⑤他県が「犯罪を助長する」という広い要件で有害 |                       |
| 指定しているのに対し、鳥取県は薬物に絞って有害 |                       |
| 指定基準を限定したことは良いと思います。    |                       |

# (2) 反対意見

| 意見の概要                   | 県の考え方                  |
|-------------------------|------------------------|
| ⑥販売側での書籍の閲覧、検閲は現状無理がありま | 出版された図書類のうち青少年にとって有害   |
| す。書籍の原作側及び印刷業界も罰則を適用すべき | と思われる図書類を、青少年に見せないようにす |
| と考えます。一番文句の言いやすい小売り店ばかり | るためには、図書販売の現場の方の協力が不可欠 |
| をターゲットにしてもらっては困ります。     | であると考えるので御理解をいただきたい。   |
| ⑦創作物が人を凶悪犯罪者に変えるなどという俗  | 青少年は、成年に比べ情報の影響をうけること  |
| 説「協力効果論」は科学的に否定されており、この | が大きいことから、青少年に対する情報について |
| 臭い物に蓋でしかない方策に意味はあるのでしょ  | は一定の制限を行い、青少年を薬物乱用被害から |
| うか。                     | 保護することが必要と考えています。      |
| ⑧1月1日から薬物に関する図書類の自主規制が  | 脱法ハーブを吸って救急搬送された事例が県   |
| 施行されたところで、附帯意見があったにせよ、罰 | 内でもあり、こういった被害が県内で広がらない |
| 則を伴う有害図書指定の新設は時期尚早ではない  | よう、青少年条例をより効果の高いものとするた |
| か。                      | め、1月1日に施行された自主規制に、有害図書 |
|                         | 指定を加えることが必要だと考えています。   |

# (3) その他の意見

| 意見の概要                   | 県の考え方                  |
|-------------------------|------------------------|
| ⑨興味本位に体験する若者達には、最初は少量で  | 国(厚生労働省)と鳥取県では薬事担当課にお  |
| も、次第に溺れてしまった挙げ句、その後の人生が | いて従前より「薬物濫用ダメ、ゼッタイ運動」を |
| どの様になってしまったかとかの結末がわかる位  | 実施し、若者に限らず県民一人ひとりが薬物乱用 |
| のコマーシャルを国としても取り上げて欲しい。若 | による危害を認識し、薬物の濫用被害に遭わない |
| 者が健全に人生を全う出来るように、みんなで見守 | よう啓発活動を行っています。         |
| ってあげたいと思う。              | 今後は「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条   |
|                         | 例」を制定し、啓発活動を強化するとともに、薬 |
|                         | 物濫用に対する県独自の規制にも取り組むよう  |
|                         | 検討しています。               |
| ⑩すでに県下でも2件発生ということのなかで、罰 | 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制  |
| 金を科すことが必要ですが、販売の時点で、とにか | 定し、薬物そのものの販売等の規制にも取り組む |
| く水際で売らないことを徹底していくことが重要  | よう検討しています。             |
| だと考えます。                 |                        |
| ⑩自主規制基準と比べて「著しく」が追加されてい | 薬物の入手方法や使用方法について詳細かつ   |
| るが、どの程度で「著しく」と判断されるのか。  | 具体的に紹介することにより、薬物の使用を現実 |
|                         | 的に可能にするようなものを考えています。   |